

柏原市公共施設等再編整備基本計画策定業務 事業者選定プロポーザル実施要項

本実施要項は、柏原市（以下「本市」という。）の公共施設等再編整備基本計画策定業務の事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

1 目的

柏原市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）、柏原市公共施設の基本デザイン(案)（平成29年3月）等の関連する計画を踏まえた、公共施設等の集約化、複合化、機能移転等を検討したうえで必要なサービス水準を確保しつつ、施設の最適化を図るもの。

2 業務概要

- (1) 業務名 柏原市公共施設等再編整備基本計画策定業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 柏原市公共施設等再編整備基本計画策定業務仕様書（以下「本仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和5年9月30日まで
- (4) 上限提案価格 25,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
ただし、年度ごとの委託料の支払い上限額は次のとおりとする。
令和4年度 19,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和5年度 5,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 主な関連計画 柏原市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）
柏原市公共施設の基本デザイン(案)（平成29年3月）
柏原市行政系施設個別施設計画（平成30年5月）
柏原市子育て支援施設個別施設計画（平成30年11月）
柏原市保健・福祉施設個別施設計画（令和3年3月）
柏原市産業系施設個別施設計画（令和3年3月）
柏原市スポーツ・レクリエーション施設個別施設計画（令和3年3月）
柏原市社会教育系施設個別施設計画（令和3年3月）
柏原市市民文化系施設個別施設計画（令和3年3月）
柏原市その他施設（斎場）個別施設計画（令和3年3月）
その他、都市計画マスタープランなど関連する計画・基準等

3 事務局

- (1) 名称 柏原市総務部公有財産マネジメント課
- (2) 住所 〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号
- (3) 電話番号 072-920-7175
- (4) FAX 072-971-5089
- (5) E-mail kanzai@city.kashiwara.lg.jp

4 参加資格

本業務の公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加しようとする者は、次に掲げる全てを満たす者とする。

- (1) 本市の令和3・4年度入札参加有資格者名簿(測量・設計コンサルタント等業務)に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行っていない者であること。
- (5) 参加申込書提出から選定結果の通知の日までの間、柏原市入札参加有資格業者停止要綱による指名停止処分又はこれに準じる措置を受けていないこと。
- (6) 柏原市暴力団排除条例（平成25年柏原市条例第27号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (7) 過去5年間（平成29年度以降）において、公共施設再編計画、公共施設白書、立地適正化計画、公共施設整備基本計画等の官公庁が発注する計画策定業務（本仕様書に示す内容を含むと認められるものに限る。）を受注し、本プロポーザルの公告日現在において、当該業務が完了している実績を有すること。
- (8) 次のいずれかの資格を有し、かつ、参加申込書の提出期限日において3か月以上の恒常的な雇用関係ある業務責任者を配置すること。
 - ア 技術士(総合技術監理部門又は建設部門)
 - イ RCCM(都市計画及び地方計画部門)
 - ウ 一級建築士

※業務責任者とは、本業務の履行に関し、管理及び統轄を行う者をいう。
※業務責任者は、本業務の引渡しの日までの間、病気・死亡・退職等のやむを得ない事情があり、本市が承諾した場合以外は変更を認めない。
※業務責任者は業務従事者と兼務できないものとする。
- (9) 次のいずれかの資格を有し、かつ、参加申込書の提出期限日において3か月以上の恒常的な雇用関係ある業務従事者を1名配置すること。
 - ア 技術士(総合技術監理部門又は建設部門)
 - イ RCCM(都市計画及び地方計画部門)
 - ウ 一級建築士

※業務従事者とは、本業務の履行に関する処理、確認、照合、調整を行う者をいう。
※業務従事者は業務責任者と兼務できないものとする。
- (10) 本業務を実施するに当たっては、技術士もしくはRCCMの資格を有する者を1名以上、一級建築士の資格を有する者を1名以上配置しなければならない。

5 実施日程

項目		日程
1	実施要項公表・公募開始	令和4年 5月10日(火)
2	参加申込み 質問締切	令和4年 5月17日(火) 正午まで
3	参加申込み 質問回答	令和4年 5月19日(木) 13時頃
4	参加申込書 提出受付締切	令和4年 5月23日(月) 正午まで
5	企画提案 質問締切	令和4年 5月27日(金) 正午まで
6	企画提案 質問回答	令和4年 5月31日(火)
7	企画提案書 提出受付締切	令和4年 6月 2日(木) 正午まで
8	プレゼンテーション等	令和4年 6月 7日(火)
9	審査結果通知	令和4年 6月13日(月) (予定)
10	契約締結	令和4年 6月下旬 (予定)

6 公募様式、関係資料の配布

本プロポーザルの公募に関する様式や関係資料等は、本市ウェブサイトからダウンロードすること。

7 参加申込みに関する事項

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加申込書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 様式1 参加申込書

イ 様式2 誓約書

ウ 様式3 業務実績書

- ・前記4 (7) の業務実績を記載すること。
- ・業務実績の記載は最大5件までとし、内容が確認できる書類(契約書の鑑の写し等)を添付すること。業務名から実績の判断が難しい場合は業務仕様書を添付すること。

エ 様式4 配置予定業務責任者・従事者調書

- ・前記4 (8) 及び(9)の資格証明書の写しを添付すること。

(2) 提出部数

ア 正本 1部(入札参加有資格者名簿登録時に届け出のある印を押印したもの。)

イ 副本 1部(正本の写し)

(3) 提出期間

令和4年5月10日(火)から令和4年5月23日(月)正午までとする。なお、受付時間は平日開庁日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出方法

持参のみ

(5) 提出場所

前記3の事務局まで

(6) 参加申込みに関する質問及び回答

ア 期限は、令和4年5月17日(火)正午までとする。

イ 質問は、様式6「質問書(参加)」を使用し、電子メールにより前記3の事務局に提出すること(その他の方法は受け付けない。)

ウ 電子メールの表題は、“「柏原市公共施設等再編整備基本計画策定業務」参加申込みに関する質問(事業者名)”とし、事業者名、担当者氏名及び連絡先を明記すること。
メールの送受信トラブルを回避するため、必ず送信確認を行うこと。

エ 回答は、令和4年5月19日(木)13時頃に本市ウェブサイトにて公開するが、質問事項以外の情報(事業者名、担当者氏名及び連絡先)は公開しない。

(7) 一次審査

ア 参加申込書を提出した者(以下「参加申込者」という。)に対し、一次審査として、参加資格及び「10評価基準」1の項目の書類審査を実施する。

イ 前記アの審査において得点の高い上位10者を二次審査の対象とする。

(8) 一次審査の結果通知

参加申込みの受付締切日から土曜日、日曜日及び祝休日を除いた3日以内に参加申込書に記載された電子メールアドレス宛に審査結果を通知する。併せて、普通郵便で書面による通知を行う。

(9) 参加辞退

参加申込書を提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、様式5「辞退届」を提出すること。なお、この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

8 企画提案に関する事項

一次審査を通過し、提案を行おうとする者(以下「提案者」という。)は、次により提案書類を提出すること。

(1) 提出書類

提出書類は、次に記載するア～オの順序で整理し、簡易なA4ファイルで提出すること。

ア 提案書表紙(様式8)

- ・入札参加有資格者名簿登録時に届出のある印を押印したもの。

イ 価格提案書(様式9)

- ・入札参加有資格者名簿登録時に届出のある印を押印したもの。
- ・価格提案書は消費税及び地方消費税を含む価格とすること。

ウ 業務実施方針提案書（任意様式、A3判片面、横使い、2枚以内）

・取組方針、実施体制、業務工程や業務上配慮する事項などについて記入すること。

エ 企画提案書（任意様式、A3判片面、横使い、4枚以内）

・本市にとって効果的な調査実施や計画策定の方策について、本業務の目的及び本仕様書の内容を踏まえ、次のA及びBの事項について具体的な手法を記載すること。

A 本仕様書「4再編・整備方針の設定」の具体的な手法について

B 本仕様書「5柏原市公共施設等再編整備基本計画の策定」の具体的な手法について

(2) 提出部数

ア 正本 1部(入札参加有資格者名簿登録時に届出のある印を押印したもの。)

イ 副本 11部(正本の写し、提案書表紙(様式8)及びイ価格提案書(様式9)は不要)

ウ CD-R 1枚(正本をPDF形式で保存したもの。)

(3) 提出期限

令和4年6月2日(木)正午までとする。なお、受付時間は平日開庁日の午前9時から午後5時までとする

(4) 提出方法

持参のみ

(5) 提出場所

前記3の事務局まで

(6) 提案書に関する質問及び回答

ア 期限は令和4年5月27日(金)正午までとする。

イ 質問は様式7「質問書(提案)」を使用し、電子メールにより前記3の事務局に提出すること(その他の方法は受け付けない。)

ウ 電子メールの表題は、“「柏原市公共施設等再編整備基本計画策定業務」提案に関する質問(事業者名)”とし、質問者名、担当者氏名及び連絡先を明記すること。メールの送受信トラブルを回避するため、必ず送信確認を行うこと。

エ 回答は、提出された質問事項に対する回答を全てとりまとめ、令和4年5月31日(火)に参加申込者のうち、参加資格を有する者のみに対して、電子メールにより通知する。質問事項以外の情報(質問者名、担当者氏名及び連絡先)は記載しない。

(7) 提案書の取扱い

ア 提案書の提出後は、原則として提案書に記載された内容の変更は認めない。

イ 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案書の提出者の負担とする。

9 提案内容の審査

(1) 基本事項

ア 審査は、柏原市公共施設等再編整備基本計画策定業務 事業者選定委員会(以下「委員会」という。)が、評価基準に基づき、提案書の内容及び提案プレゼンテーションの評価を行い、各委員の得点の合計が最も高い事業者を候補者とし、2番目に高い事業者を次点候補者として選定する。ただし、各委員の得点の合計が満点の6割に満たない事業者は候補者とししないものとする。

イ 2者以上が同点となった場合は、選定委員による投票を行い、獲得票数の多い者を候補者とする。

ウ 提案者が1者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、各委員の得点の合計が満点の6割に満たない事業者は、契約の相手方の候補者として選定しないものとする。

(2) 二次審査

提案者に対し、二次審査として提案プレゼンテーション審査を実施する。

ア 実施日時等

- ・実施日時は、令和4年6月7日(火) とする。
- ・実施時間の詳細については、前記「7参加申込みに関する事項(8)」の通知に併せて通知する。

イ 実施方法等

- ・提案時間はプレゼンテーション15分、審査員によるヒアリング10分の計25分とし、提出した提案書の内容を具体的に説明すること。
- ・説明者は4名以内とする。(パソコンの操作担当者を含む。)
- ・提出した提案書の範囲内で異なる様式の資料を投影することは認めるが、新たな資料の配布は認めない。
- ・提案者の名前を伏した上でプレゼンテーションを実施するため、提案者を特定することができる内容(社名や実績の名称など。)は記述しないこと。
- ・プレゼンテーション時はモニターの使用を可とし、65型移動式液晶モニター、HDMIケーブル、電源コンセントは本市が用意する。その他パソコン等の機材については提案者が用意すること。

ウ 審査結果は令和4年6月13日(月)に本市ウェブサイト上に公開するとともに普通郵便で書面による審査結果の通知を行う。

1 0 評価基準

評 価 項 目			配点割合
1	参加者の業務実績	4参加資格(7)に記載している過去5年間に完了した業務実績について（最大5件）	10%
2	業務実施方針	取組方針、実施体制、業務工程や業務上配慮する事項など	10%
3	企画提案(A)	業務仕様書4「再編・整備方針の設定」の具体的な手法について	15%
4	企画提案(B)	業務仕様書5「柏原市公共施設等再編整備基本計画の策定」の具体的な手法について	15%
5	プレゼン等	本業務への理解度、提案内容、取組意欲など	10%
6	提案価格	本業務に係る提案価格（上限提案価格25,000,000円）	40%
合 計			100%

1 1 契約

- (1) 契約の締結候補者として選定された者と契約交渉を行ったうえで契約手続きを行う。
ただし、契約締結までの間に本要項「12 その他留意事項(7)」に該当すると認める場合
又は何らかの事故等により契約交渉が不可能となった場合は、その者との契約を締結
せず、次点候補者を契約交渉の相手方とする。
- (2) 契約の締結候補者として選定された者は、契約締結時に柏原市財務規則（昭和 39 年 3
月 16 日柏原市規則第 7 号）第 107 条の規定に基づき、保証を付さなければならない。
なお、保証の方法は契約書（案）第 4 条によるものとし、契約金額（消費税込み。）の
100 分の 10 に相当する額以上とする。

1 2 その他留意事項

- (1) 本手続き及び本業務において使用する言語は、日本語、通貨は日本円とし、原則として
単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 提案者からの提案は1案とする。
- (3) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 本プロポーザルに要する経費は、すべて参加申込者又は提案者の負担とする。
- (5) 提出された書類は返却しない。ただし、提出書類は本プロポーザルに関する報告、公表
等以外の目的には使用しない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合は、公正性、透明性及び客観性を確保
するため、柏原市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (7) 次のいずれかに該当するときは、本プロポーザルの参加を無効とする場合がある。
 - ア 前記4の参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - イ 本要項及び関係法令等に違反したとき。
 - ウ 提出書類が提出期限までに提出されなかったとき。
 - エ 必要な提出書類がそろっていないとき。

- オ 必要事項の未記入及び押印漏れがあるとき。
 - カ 提出書類に虚偽の記載があったとき。
 - キ 提案価格(消費税及び地方消費税含む。)が上限額を超えるとき。
 - ク 提出書類の記載事項に重大な不足や不備があるとき。
 - ケ 評価の公平性を害する行為を行ったとき。
 - コ その他本実施要項の記載事項を遵守しないとき。
- (8) 本仕様書は、企画、提案等の能力のある事業者を選定するものであるため、事業者からの提案内容については、本市と事業者が協議を行ったうえ、実施を判断するものとする。